証券コード2108
平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目12番14号
日本甜菜製糖株式会社
取締役社長　中 村　　憲 治

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区三田三丁目12番14号
　ニッテン三田ビル　当社本店（９階）
３．目的事項
報告事項
１．第117期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第117期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知の添付書類（「第117期 報告書」）のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nitten.co.jp）に掲載しておりますので、「第117期 報告書」には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項につきまして、訂正等の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nitten.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、砂糖業界を取り巻く環境が依然として厳しく、先行き予断を許さない状況にありますので、企業体質の一層の強化・充実を図るため、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円

総額　718,439,770円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　監査役３名選任の件

現在の監査役４名のうち、沖　有康、横溝康雄、福井利一の３氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	森山英二（もりやまえいじ） （昭和30年４月７日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年４月　当社経理部部長 平成20年６月　当社経理部長 平成26年10月　当社内部監査室長 現在に至る	16,000株
2	沖有康（おきありやす） （昭和23年２月10日生）	昭和47年４月　当社入社 平成16年４月　当社経理部部長 平成16年６月　当社経理部長 平成20年６月　当社管理部長、内部監査室長 平成23年６月　当社常勤監査役 現在に至る	25,000株
※3	二村孝文（ふたむらたかふみ） （昭和27年６月29日生）	昭和52年４月　明治製菓株式会社入社 平成15年10月　同社北上工場長 平成18年６月　同社微生物資源研究所長 平成19年８月　同社バイオサイエンス研究所長 平成23年４月　Meiji Seika ファルマ株式会社（旧明治製菓㈱が商号変更）バイオサイエンス研究所長 平成23年６月　同社常勤監査役 現在に至る	0株

（注）１．各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

２．「※」表示は、新任の監査役候補者であります。

３．二村孝文氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は二村孝文氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行う予定であります。

４．二村孝文氏を社外監査役候補者とした理由は、Meiji Seika ファルマ株式会社の常勤監査役としての経験をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると考えたからであります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月26日開催の第116期定時株主総会において、増本善丈氏を補欠監査役として選任いただきましたが、選任決議の効力は本定時株主総会の開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
増本善丈（ますもとよしたけ） （昭和42年10月27日生）	平成12年10月　弁護士登録 平成16年７月　大江黒田法律事務所入所 平成19年５月　大江忠・田中豊法律事務所入所 平成22年６月　スプリング法律事務所入所 （現在に至る） 平成25年６月　株式会社エムアールアイ債権回収取締役 （現在に至る）	0株

（注）１．増本善丈氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

２．増本善丈氏は、社外監査役候補者であります。

３．増本善丈氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の監査業務に活かしていただけると考えたからであります。

以　上

〈メ モ 欄〉

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

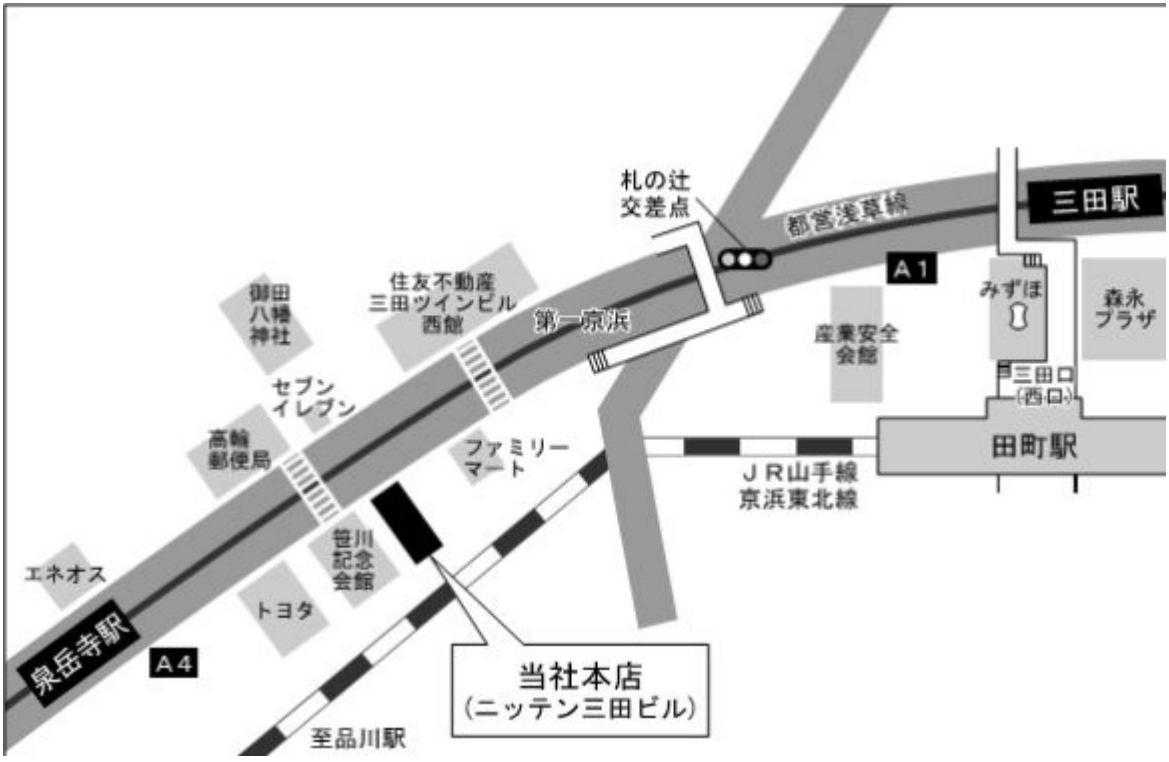

会　　場

東京都港区三田三丁目12番14号
ニッテン三田ビル　当社本店（９階）

交通機関：都営浅草線「泉岳寺駅」Ａ４出口より徒歩６分
都営浅草線・三田線「三田駅」Ａ１出口より徒歩９分
ＪＲ山手線・京浜東北線「田町駅」三田口より徒歩10分

（第117期定時株主総会招集ご通知添付書類）

第117期　報告書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nitten.co.jp）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。
なお、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

日本甜菜製糖株式会社

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策の効果もあり緩やかな回復基調が続いているものの、消費マインドの弱さや円安による原材料価格の上昇など、先行きに対する不透明感も残っております。

砂糖業界におきましては、消費者の低甘味嗜好を背景に、安価な輸入加糖調製品や高甘味度人工甘味料の増加などから砂糖消費量は減少傾向にあり、厳しい状況が依然として続いております。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は、前期比0.2％増の576億６千７百万円となり、経常利益は前期比15.5％増の22億７千８百万円、当期純利益は前期比27.8％増の13億９千４百万円となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

＜砂糖事業＞

海外砂糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において１ポンド当たり期初17.18セントで始まり、世界的な天候不安から５月に18.25セントまで上昇しましたが、主要砂糖生産輸出国ブラジルの減産懸念の後退や在庫の余剰感に加え、ブラジル通貨レアル安から９月には13.50セントまで下落しました。

10月に入り、17.03セントまで上昇する局面はありましたが、世界的な供給過剰観測の強まりや原油価格の急落、レアル安の進行などから相場は下落基調となり、11.93セントで当期を終えました。

一方、国内砂糖市況は、期初185～186円（東京精糖上白現物相場、キログラム当たり）で始まり、海外砂糖相場の下落はありましたが、円安により原料価格が安定的に推移したことから、そのまま当期を終えました。

ビート糖は、原料糖の販売量増加がありましたが、白糖の需要減少があり、販売量、売上高とも前期を下回りました。

精糖は、消費税増税前の駆け込み需要の反動もあり家庭用小袋の荷動きが低調となりましたが、業務用の増加があり、販売量、売上高とも前期を上回りました。

砂糖事業の売上高は、389億９千万円（前期比0.5％減）となり、営業利益は２億７千２百万円（前期比19.4％減）となりました。

＜食品事業＞

イーストは、販売量、売上高ともほぼ前期並となりましたが、製造コスト等の減少により損益は改善しました。

オリゴ糖等機能性食品は、ラフィノースやＤＦＡⅢ等の販売量が減少し、売上高は前期を下回りました。

食品事業の売上高は、23億７千万円（前期比2.0％減）となり、１億４千５百万円の営業利益（前期は８百万円の営業損失）となりました。

＜飼料事業＞

配合飼料は、離農等の影響により販売量が減少し、売上高は前期を下回りました。

ビートパルプは、生産量の増加と国産品への強い需要により販売量が増加し、売上高は前期を上回りました。

飼料事業の売上高は、90億８千５百万円（前期比5.0％増）となり、営業利益は３億２千７百万円（前期比388.7％増）となりました。

＜農業資材事業＞

紙筒（移植栽培用育苗鉢）は、主にそ菜用の販売数量の減少により、売上高は前期を下回りました。

農業機材は、移植機関連の販売増加等により、売上高は前期を上回りました。

農業資材事業の売上高は、43億７千３百万円（前期比1.0％減）となり、営業利益は４億３千万円（前期比20.8％減）となりました。

＜不動産事業＞

不動産事業は、新規賃貸物件もあり、売上高、営業利益とも増加しました。

不動産事業の売上高は、13億３千万円（前期比4.1％増）となり、営業利益は８億３千７百万円（前期比5.6％増）となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業は、貨物輸送が好調でしたが、石油類・書籍販売の売上が減少しました。

その他の事業の売上高は15億１千６百万円（前期比3.9％減）となり、営業利益は５千８百万円（前期比115.4％増）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、40億３千９百万円であります。
その主なものは、芽室製糖所のビートパルプ蒸気乾燥設備新設および美幌製糖所の助晶機増強の工事であります。
なお、設備投資は自己資金でまかなっております。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

（４）対処すべき課題

わが国経済は、輸出の持ち直し、設備投資の増加基調、高水準な公共投資、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、緩やかな回復基調が続いているものの、円安による原材料価格の上昇など、先行き不透明な状況にあります。
一方、砂糖業界におきましては、少子高齢化や消費者の低甘味嗜好および安価な加糖調製品・高甘味度人工甘味料による市場侵食等により、砂糖の消費量は減少しており、景気回復の効果が及ばず、依然として厳しい環境であります。
平成26年産の原料甜菜は、芽室・美幌・士別の各製糖所管内とも春作業が順調に進捗しましたが、４月末に十勝地方で凍霜害が発生し、芽室管内でも甚大な被害となりました。
その後の生育は、各管内とも概ね順調に推移しましたが、芽室管内では、病害虫が多発した地域もあり、生育に差が出ました。
秋は、各管内とも寒暖の差が大きく、ほぼ順調に糖分が上昇しましたが、芽室管内では病害虫の被害もあり、他の管内に比べ糖分は伸び悩みました。
生産された原料甜菜は、過去４年に比べると総じて糖分が高く、高品質な原料であったため、効率的な製糖作業ができ、砂糖製造コストを抑えることができました。
当社グループといたしましては、砂糖をはじめ各製品において、引き続きコスト削減を徹底するとともに、適正価格での販売に努め、収益力の確保、経営基盤の安定化を図ってまいります。
また、品質管理を徹底し、安全性および品質の更なる向上を図り、皆様に信頼される製品の提供に心がけてまいります。

（５）財産および損益の状況の推移

区　　分	第　114　期 (23/4～24/3)	第　115　期 (24/4～25/3)	第　116　期 (25/4～26/3)	第　117　期 (26/4～27/3)
売　上　高 （百万円）	57,365	58,189	57,546	57,667
経　常　利　益 （百万円）	2,108	1,501	1,972	2,278
当　期　純　利　益 （百万円）	1,188	841	1,091	1,394
１株当たり 当期純利益	８円28銭	５円87銭	７円66銭	９円77銭
総　資　産 （百万円）	77,366	78,446	81,764	94,322
純　資　産 （百万円）	54,663	55,967	57,729	65,049
１株当たり 純　資　産　額	381円07銭	393円10銭	404円79銭	455円45銭

（注）「１株当たり当期純利益」および「１株当たり純資産額」は、自己株式を控除後の発行済株式総数により算出しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）が所有する当社株式を自己株式に加算し算出しております。

（６）重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

親会社はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主　要　な　事　業　内　容
十　勝　鉄　道　株　式　会　社	15百万円	100%	貨物自動車運送業
ス　ズ　ラ　ン　企　業　株　式　会　社	10	※100	石油類・書籍販売およびスポーツ施設営業
ニ　ッ　テ　ン　商　事　株　式　会　社	18	100	食品卸売業
サ　ー　ク　ル　機　工　株　式　会　社	15	100	農業用機械器具の製造販売

（注）※印は子会社による出資を含む比率であります。

（７）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業セグメント	主要な製品または事業内容
砂糖事業	ビート糖、精糖、ビート糖蜜、精糖蜜等
食品事業	イースト、ラフィノース、ベタイン、ＤＦＡⅢ等
飼料事業	配合飼料、ビートパルプ等
農業資材事業	紙筒、農業機材、甜菜種子等
不動産事業	不動産賃貸等
その他の事業	貨物輸送、石油類販売、書籍販売、スポーツ施設営業等

（８）主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都港区	清水バイオ工場	北海道清水町
札幌支社	札幌市中央区	清水紙筒工場	北海道清水町
芽室製糖所	北海道芽室町	総合研究所	北海道帯広市
美幌製糖所	北海道美幌町	ビジネスセンター	北海道芽室町
士別製糖所	北海道士別市		

② 子会社

名称	所在地
十勝鉄道株式会社	北海道帯広市
スズラン企業株式会社	北海道帯広市
ニッテン商事株式会社	千葉市美浜区
サークル機工株式会社	北海道滝川市

（９）従業員の状況（平成27年３月31日現在）

区　　分	企業集団の従業員数（前期末比）	当社の従業員数（前期末比）
男　　性	602名　（５名増）	483名　（　－　）
女　　性	102　（４名減）	92　（１名減）
合　　計	704　（１名増）	575　（１名減）

（注）上記には臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高
農　林　中　央　金　庫	2,995 百万円
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	2,995
株　式　会　社　三　菱　東　京　Ｕ　Ｆ　Ｊ　銀　行	1,155
株　式　会　社　北　洋　銀　行	635
三　菱　Ｕ　Ｆ　Ｊ　信　託　銀　行　株　式　会　社	480

（注）三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入金残高には、従業員持株ＥＳＯＰ信託による借入金が含まれております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　200,000,000株

（２）発行済株式の総数　153,256,428株（自己株式9,568,474株を含む）

（３）株主数　14,867名（前期末比474名減）

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治ホールディングス株式会社	14,708千株	10.24%
ニッテン共栄会	7,436	5.18
株式会社みずほ銀行	7,139	4.97
東京海上日動火災保険株式会社	6,115	4.26
農林中央金庫	5,149	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,186	2.91
日本通運株式会社	3,202	2.23
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,202	2.23
三菱商事株式会社	2,653	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,344	1.63

（注）１．当社は、自己株式9,568,474株を所有しておりますが、上記大株主の記載からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。
なお、自己株式9,568,474株には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口）が所有する当社株式863,000株は含まれておりません。

３．会社役員に関する事項

（１）取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	小笠原　昭　男	
代表取締役 取締役社長	中　村　憲　治	
常務取締役	太　田　良　知	札幌支社長、農務部・農技開発部・紙筒事業部管掌
取　締　役	大和田　裕　一	芽室製糖所長、技術部・品質保証部担当、十勝総括 スズラン企業株式会社代表取締役社長
取　締　役	佐　藤　和　彦	士別製糖所長
取　締　役	惠　本　　司	販売部長、食品事業部長、管理部・経理部担当
取　締　役	川　島　　啓	経営企画室長、関連会社担当部長
取　締　役	鈴　木　良　幸	美幌製糖所長
取　締　役	佐渡谷　裕　朗	飼料事業部長、総合研究所担当
取　締　役	八　巻　唯　史	総務人事部長
常勤監査役	沖　　有　康	
監　査　役	横　溝　康　雄	
監　査　役	福　井　利　一	
監　査　役	松　山　明　夫	

（注）１．監査役福井利一氏および松山明夫氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、福井利一氏および松山明夫氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行っております。

２．常勤監査役沖　有康氏は当社経理部長をはじめ長年にわたり経理業務に携わっており、また監査役（社外監査役）福井利一氏は明治製菓(株)で経理部長および経理担当執行役員を務めるなど、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　　締　　役	13名	153百万円
監　　査　　役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	39百万円 （12百万円）
合　　計	17名	193百万円

（注）１．上記には、平成26年６月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名が含まれております。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第108期定時株主総会において、月額20百万円以内と決議されております。
４．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第96期定時株主総会において、月額４百万円以内と決議されております。
５．上記のほか、平成18年６月29日開催の第108期定時株主総会における役員退職慰労金の打切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し役員退職慰労金（11百万円）を支給しております。

（３）社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
③ 当事業年度における主な活動状況

	氏　名	主　な　活　動　状　況
監査役	福井利一	当事業年度開催の取締役会11回および監査役会９回の全てに出席し、客観的な見地から発言を行っております。
	松山明夫	当事業年度開催の取締役会11回および監査役会９回の全てに出席し、客観的な見地から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、現在社外取締役は選任しておりません。

当社は、大正８年の創立以来一貫して、日本では北海道のみで栽培される「甜菜」（ビート）を原料とする砂糖生産およびその周辺事業を経営の根幹とする企業であります。事業の専門性が高く、その経営には長年の経験に基づく判断が重要であり、業務に精通した者によって取締役会を構成することにより、機動的で合理的な経営判断を行うことができると考えております。気象条件に大きく左右される原料甜菜耕作への対応、毎年異なった条件下で行われるビート糖の製造など、当社の特殊性をよく理解していなければ、実効性に富んだ的確な判断は期待できないことから、社外取締役を置くことにより取締役会の意思決定に支障が生ずるのではと懸念しております。

また、経営の監視機能等のコーポレートガバナンスに関しては、２名の社外監査役が、客観的な立場から取締役の意思決定の過程を監督し、さらに取締役および従業員と適宜意見交換を行って業務遂行を確認しており、有効にその機能を果たしていると考えております。

したがいまして、現時点では社外取締役は選任しておりませんが、「独立性の高い社外取締役」の導入が強く求められる昨今の情勢を踏まえ、社外取締役の起用について検討してまいりたいと考えております。

４．会計監査人に関する状況

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（２）責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

（３）会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	55百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	55百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

（４）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（５）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の目的とします。

５．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」（いわゆる内部統制システムの構築）の基本方針を次のとおり定めております。（平成27年４月24日改定）

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、「企業行動指針」及びその「実行の手引き」を行動規範として、誠実に職務を執行しなければならない。
② コンプライアンス体制の構築は、企業行動委員会において行う。
必要に応じ、各部門において所管業務に係るガイドラインを策定し、コンプライアンスの推進を図るものとする。
③ 取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告しなければならない。
取締役会においては、内部統制に関する事項を定例的議題として取り扱うこととし、継続的に改善を実施するものとする。
④ 監査役は、内部統制システムの有効性について監査を行う。
重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに代表取締役または取締役会に報告しなければならない。
⑤ 内部監査部門は、内部統制構築のモニタリングを行い、法令遵守体制の整備状況を検証するものとする。
⑥ 管理部に設置の内部通報相談窓口（ホットライン）を適切に運用し、自ら不正を正す環境を整備するものとする。

（２）損失の危険の管理に関する体制

① リスク管理体制の構築は、リスク管理推進委員会で行うこととする。
② リスク管理は、各部門が所管業務のリスクを管理することを基本とする。
取締役及び使用人は、リスクを最小限に止めるため、各業務規程、事務実施要領（マニュアル）等に定める手順により、業務を執行しなければならない。
③ 内部監査部門は、実地監査を通じリスク管理体制の整備状況を検証するものとする。
④ 万一、不測の事態が発生した場合には、危機管理委員会を開催し、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、迅速な対応を行い、損失を最小限に止めることとする。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、原則として毎月１回開催する。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
② 経営戦略上の重要事項については、在京取締役等で役員連絡会を開催し、あらかじめ充分な検討を行うことにより、取締役会の効率的な運営を図る。
　また、役員連絡会においてコンプライアンス及びリスク管理に関する事項について随時検討を行い、内部統制システムの構築を機動的に行うこととする。
③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、事務分掌規程、職務権限規程、会議体規程及び各業務規程等を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書保存年限規程に基づき、保存する。
② 取締役会議事録は永久保存とし、10年間本社に備え置き、閲覧の用に供する。
③ その他の文書の保存は、文書保存年限規程において定める文書毎の標準保存年限による。

（５）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「企業行動指針」の遵守をグループ会社に適用することにより、企業集団における業務の適正を確保することとする。
② グループ会社は、企業行動委員会、リスク管理推進委員会等の内部統制会議に出席し、コンプライアンス及びリスク管理に関する体制の整備を図るものとする。
③ グループ会社の経営管理は、グループ会社担当部署を通じて行い、自主性を損なわない範囲内で、経営指導を行うこととする。
④ グループ会社の職務の執行は、各種規程を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。
⑤ 監査役は、グループ会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するものとする。
⑥ 当社の内部監査部門は、グループ会社の内部監査を実施する。
⑦ 当社取締役が、グループ会社における法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。
⑧ グループ会社において、当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反すると判断した場合は、速やかに当社監査役に報告するものとする。

⑨　当社取締役会において、グループ会社に関する事項を定例的議題として取扱い、担当取締役がグループ会社における取締役等の職務の執行に係る事項について報告するものとする。

（６）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役から、職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、当社使用人から監査役補助者を任命することとする。
　監査役補助者の任命、解任、人事異動は、監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
②　監査役補助者は、内部監査担当部署を除き、原則として業務の執行にかかる役職を兼務しないものとする。
③　監査役補助者は、監査役が指示した補助業務については、監査役の指揮命令に従うものとする。

（７）監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　取締役及び使用人は、会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、監査役に速やかに報告するものとする。
②　前項にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
③　社内通報相談窓口を適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
④　グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、グループ会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、速やかに当社監査役に報告するものとする。
⑤　監査役へ報告を行ったこと、または社内通報窓口により通報を行ったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

（８）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①　監査役と代表取締役は、定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。

② 監査役と会計監査人は、定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
③ 監査役と内部監査部門が緊密な連携を保つことにより、効率的かつ実効的な監査を実施することとする。
④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、北海道寒地農業の振興と国内甘味資源自給率確保の社会的使命を企業理念として、主業のビート糖事業を中心に公益性の高い事業を営んでおります。

甜菜（ビート）は、北海道の畑作農業において欠くことのできない基幹作物の一つであり、ビート糖事業には原料生産者をはじめ多くのステークホルダーが存在しており、企業利潤追求の枠を超えて、長期的かつ安定的に事業を継続することが求められております。

ビート糖事業は、天候に大きく左右されることはもとより、ＷＴＯ、ＥＰＡ／ＦＴＡにおける農業交渉、さらにはＴＰＰ交渉参加問題の帰趨など、国際的な政策変動にも大きく影響を受ける状況となっており、今後予想される厳しい企業環境を見据え、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図っていかなければなりません。

したがいまして、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者は、事業の社会性を考慮したうえ、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、利得権益獲得のみを追求して大量買付け行為を行う者、あるいは中長期的な経営方針に関する情報を充分提供せずに大量買付け行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

なお、「会社を支配する者のあり方」は、最終的には、当社の経営基本方針と大量買付け行為を行う者の経営方針を勘案のうえ、株主の皆様の判断により決定されるべきものと考えておりますので、現時点では具体的な買収防衛策は導入いたしません。

但し、株主の皆様が判断するに当たり、大量買付け行為を行う者が、必要な時間と充分な情報を提供しない場合などは、相当な対抗措置を講ずる必要がありますので、買収防衛策の導入について今後とも検討を続けてまいります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**45,769**	**流動負債**	**16,405**
現金及び預金	3,627	支払手形及び買掛金	1,085
受取手形及び売掛金	7,370	短期借入金	9,798
有価証券	6,500	未払法人税等	250
商品及び製品	22,381	その他	5,270
仕掛品	1,972	**固定負債**	**12,868**
原材料及び貯蔵品	2,756	長期借入金	331
繰延税金資産	440	繰延税金負債	4,704
未収入金	543	役員退職慰労引当金	16
その他	178	退職給付に係る負債	5,013
貸倒引当金	△2	資産除去債務	22
固定資産	**48,552**	長期預り保証金	1,398
有形固定資産	**23,572**	その他	1,381
建物及び構築物	11,133	**負債合計**	**29,273**
機械装置及び運搬具	6,357	純資産の部	
土地	5,528	**株主資本**	**54,432**
リース資産	51	**資本金**	**8,279**
建設仮勘定	355	**資本剰余金**	**8,404**
その他	146	**利益剰余金**	**39,940**
無形固定資産	**216**	**自己株式**	**△2,192**
投資その他の資産	**24,763**	**その他の包括利益累計額**	**10,617**
投資有価証券	23,689	**その他有価証券評価差額金**	**10,562**
長期貸付金	33	**繰延ヘッジ損益**	**0**
退職給付に係る資産	923	**退職給付に係る調整累計額**	**54**
その他	121	**純資産合計**	**65,049**
貸倒引当金	△6		
資産合計	**94,322**	**負債及び純資産合計**	**94,322**

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		57,667
売上原価		42,184
売上総利益		**15,482**
販売費及び一般管理費		13,393
営業利益		**2,088**
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	
持分法による投資利益	33	
その他	78	405
営業外費用		
支払利息	115	
固定資産処分損	72	
その他	27	215
経常利益		**2,278**
特別利益		
固定資産売却益	0	
保険差益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	60	
投資有価証券評価損	29	
ＰＣＢ処理費用	47	
その他	1	139
税金等調整前当期純利益		**2,139**
法人税、住民税及び事業税	709	
法人税等調整額	35	745
少数株主損益調整前当期純利益		**1,394**
当期純利益		**1,394**

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,279	8,404	39,350	△2,236	53,798
会計方針の変更による累積的影響額			△89		△89
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,279	8,404	39,261	△2,236	53,709
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△713		△713
当期純利益			1,394		1,394
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分			△2	47	44
株主資本以外の項目の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	678	44	722
当期末残高	8,279	8,404	39,940	△2,192	54,432

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,256	0	△325	3,930	57,729
会計方針の変更による累積的影響額					△89
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,256	0	△325	3,930	57,640
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△713
当期純利益					1,394
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の変動額（純額）	6,306	△0	379	6,686	6,686
連結会計年度中の変動額合計	6,306	△0	379	6,686	7,409
当期末残高	10,562	0	54	10,617	65,049

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**43,919**
現金及び預金	2,140
受取手形	137
売掛金	7,303
有価証券	6,500
商品及び製品	21,786
仕掛品	1,959
原材料及び貯蔵品	2,740
前払費用	110
繰延税金資産	394
未収入金	545
その他	301
貸倒引当金	△0
固定資産	**45,513**
有形固定資産	**22,165**
建物	8,605
構築物	1,389
機械装置	6,176
工具器具備品	136
土地	5,453
建設仮勘定	357
その他	47
無形固定資産	**185**
ソフトウェア	166
その他	18
投資その他の資産	**23,161**
投資有価証券	21,289
関係会社株式	1,191
長期貸付金	193
前払年金費用	418
その他	72
貸倒引当金	△4
資産合計	**89,432**

負債の部	
流動負債	**17,462**
買掛金	1,064
短期借入金	11,248
未払金	576
未払費用	2,456
未払法人税等	158
前受金	102
従業員預り金	1,626
その他	229
固定負債	**12,080**
長期借入金	331
繰延税金負債	4,438
退職給付引当金	4,585
長期預り保証金	1,369
長期預り敷金	930
その他	424
負債合計	**29,543**
純資産の部	
株主資本	**49,737**
資本金	**8,279**
資本剰余金	**8,404**
資本準備金	8,404
利益剰余金	**35,245**
利益準備金	2,069
その他利益剰余金	33,175
配当準備積立金	2,700
設備拡張積立金	1,200
買換資産圧縮積立金	2,367
別途積立金	18,516
繰越利益剰余金	8,391
自己株式	**△2,192**
評価・換算差額等	**10,152**
その他有価証券評価差額金	**10,151**
繰延ヘッジ損益	**0**
純資産合計	**59,889**
負債及び純資産合計	**89,432**

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		54,992
売上原価		40,655
売上総利益		**14,336**
販売費及び一般管理費		12,610
営業利益		**1,726**
営業外収益		
受取利息及び配当金	282	
その他	73	355
営業外費用		
支払利息	129	
固定資産処分損	71	
その他	27	229
経常利益		**1,852**
特別利益		
固定資産売却益	0	
保険差益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	67	
投資有価証券評価損	29	
ＰＣＢ処理費用	47	
その他	1	147
税引前当期純利益		**1,706**
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	27	588
当期純利益		**1,117**

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,279	8,404	8,404	2,069	32,863	34,933
会計方針の変更による累積的影響額					△89	△89
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,279	8,404	8,404	2,069	32,774	34,844
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△713	△713
当期純利益					1,117	1,117
自己株式の取得						
自己株式の処分					△2	△2
株主資本以外の項目の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	401	401
当期末残高	8,279	8,404	8,404	2,069	33,175	35,245

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,236	49,381	4,154	0	4,154	53,535
会計方針の変更による累積的影響額		△89				△89
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,236	49,291	4,154	0	4,154	53,446
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△713				△713
当期純利益		1,117				1,117
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	47	44				44
株主資本以外の項目の変動額(純額)			5,997	△0	5,997	5,997
当事業年度中の変動額合計	44	445	5,997	△0	5,997	6,443
当期末残高	△2,192	49,737	10,151	0	10,152	59,889

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（注）その他利益剰余金の内訳については、下記のとおりであります。

（単位：百万円）

	配当準備積立金	設備拡張積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	2,700	1,200	2,284	18,516	8,162	32,863
会計方針の変更による累積的影響額					△89	△89
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,700	1,200	2,284	18,516	8,073	32,774
当事業年度中の変動額						
取崩			△31		31	－
積立			115		△115	－
剰余金の配当					△713	△713
当期純利益					1,117	1,117
自己株式の処分					△2	△2
当事業年度中の変動額合計	－	－	83	－	318	401
当期末残高	2,700	1,200	2,367	18,516	8,391	33,175

※　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

日本甜菜製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若尾慎一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齊藤文男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本甜菜製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

日本甜菜製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　若尾慎一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊藤文男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会の審議状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

日本甜菜製糖株式会社　監査役会

監査役(常勤)	沖　　有　康	㊞
監査役	横　溝　康　雄	㊞
監査役(社外監査役)	福　井　利　一	㊞
監査役(社外監査役)	松　山　明　夫	㊞

以　上

株　主　メ　モ

事　業　年　度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月下旬
基　準　日	定時株主総会　毎年３月31日 期末配当　毎年３月31日
株主名簿管理人 （特別口座管理機関）	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同　連　絡　先	東京都江東区東砂七丁目10番11号（〒137-8081） 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120－232－711（通話料無料）

【株式に関するお手続きについて】

株式に関する各種お手続きにつきましては、原則として口座を開設されている証券会社にて承っております。

特別口座に記録された株式に関するお手続き（特別口座からの振替請求，届出住所等の変更，配当金の振込指定，単元未満株式買取・買増請求など）につきましては、上記口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。

また、お手続きに関する用紙のご請求を、以下のお電話ならびにインターネットにより24時間受け付けております。

電　　話　0120－244－479（通話料無料）

インターネット　http://www.tr.mufg.jp/daikou/

※ なお、未受領の配当金につきましては、株主名簿管理人であります三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いいたします。

公　告　の　方　法	電子公告により行います。 公告掲載URL　http://www.nitten.co.jp （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載いたします。）

日本甜菜製糖株式会社

東京都港区三田三丁目12番14号

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080